

産休等代替職員費補助金事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、産休等代替職員制度実施要綱(昭和57年9月29日施行)、及び産休等代替職員費補助要綱(昭和57年9月27日施行)に係る事務を適正に実施することを目的とする。

(事務処理上の留意点)

第2条 当該補助金に係る事務を処理するに当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 当該補助金は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令63号)を維持するためのものであるから、産休又は病休(以下「産休等」という。)を取得した職員が定数内の職員であれば、臨時職員が産休等を取った場合も補助対象となること。
- (2) 代替職員の賃金の支払い形態は日額、月給を問わないこと。ただし、定数内の本務者を産休等取得職員の代替職員とすることは認められないこと。
- (3) 任用承認申請書及び補助金交付申請書等の申請者名義は施設長に権限が委任されている場合を除き、施設設置者名であること。
- (4) 任用期間が年度をまたがる場合には、承認の期間は3月末日までとし、翌年度分(4月1日以降分)については、再度任用承認申請(申込)書を徴し承認すること。
- (5) 交付決定額は、補助基準賃金日額と施設が実際に支払った賃金日額(以下「実支払賃金日額」という。)とを比較して、少ない方の額(以下「補助対象賃金日額」という。)に実際の勤務日数又は勤務予定の日数を乗じて得た額とし、承認一件ごとに千円未満の端数を切り捨てること。
ただし、月給として代替職員の賃金が支払われている場合は、月給の基本給を当月の出勤日数で除した額を実支払賃金日額とすること。
- (6) 土曜日の半日勤務に対して賃金日額の半額を支払っている場合は、補助基準賃金日額を8時間労働の対価とみなし、1時間当たりの額を割戻し、勤務時間数を乗じた額と施設が実際に支払った賃金の額とを比較して少ない方の額を補助対象賃金日額とすること。ただし、土曜日の半日勤務に対して賃金日額の全額を支払っている場合、通例どおり補助基準賃金日額と実支払賃金日額とを比較して少ない方の額を補助対象賃金日額とすること。
- (7) 土曜日以外の半日勤務など、1日の勤務時間(8時間)より短い時間しか勤務しなかった場合、補助基準賃金日額を8時間労働の対価とみなし、1時間当たりの額を割戻し、実際に施設に勤務した時間数を乗じた額と施設

が実際に支払った賃金額を比較して少ない方の額を補助対象賃金日額とすること。ただし、実際に施設に勤務した時間数に1時間未満の端数が生じた場合、これを切り捨てること。

- (8) 1日の勤務時間（土曜日の半日勤務を含む）を超える時間外勤務又は有給休暇は当該補助金の対象にはならないため、算定に含めないこと。
- 2 産休に係る事務を処理するに当たっては、前項に加えて次の点に留意すること。
- (1) 出産とは妊娠4か月（85日）以上の分娩をいい、生産のみならず死産も含むこと。したがって、早産、流産及び妊娠中絶の場合であっても、妊娠4か月以上のものであれば、出産といえること。
 - (2) 任用承認期間は、原則的には出産予定日を基準として産前6週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）、産後8週間の範囲内であること。
また、任用承認期間の算定に当たっては、出産予定日（出産日）は産前に含まれること。ただし、特に本人の強い希望があり、かつ、通常の勤務体制に対応できる等施設入所者等の処遇の低下をきたさないと認められる場合には、出産予定日（出産日）前の休暇期間を出産予定日（出産日）後の休暇期間に加算した期間で任用承認を行うことも認められること。この場合には、産前の休暇期間を産後に加算する理由書を施設設置者から徴する等その任用承認については、厳正に処理すること。
 - (3) 承認期間の延長は、通算14週（多胎妊娠の場合は22週）の範囲内で認められること。
- 3 病休に係る事務を処理するに当たっては、第1項に加えて次の点に留意すること。
- (1) 病休開始日とは、傷病のため勤務しえなくなった最初の日ではなく、その傷病が原因で病気休暇を任命権者より承認された最初の日であること。
 - (2) 病休職員の出勤又は年次休暇の行使等により、病気休暇が断続的に承認されている場合において、病休開始日から継続して31日以上病気休暇扱いとされている場合、31日目以降の病気休暇を補助対象期間とすること。

附 則

この要領は、平成19年3月20日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月31日から施行し、平成21年度分の補助金から適

用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 7 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。